

京都市消防局訓令乙第18号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防吏員の昇任選考に関する規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月26日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第13条の見出し中「の設置」を削り、同条第2項中「委員長及び委員」を「委員長，副委員長及び委員」に、「消防局次長」を「監察監を兼ねる消防局次長を，副委員長は消防局次長」に改め，同項の次に次の1項を加える。

3 委員長は，会務を総理し，委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代理する。

附 則

この訓令は，平成31年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)